

「エコマーク商品認定・使用申込書（様式2）」の書き方

申込書類などは、A4にできる限り統一して下さい。また、書類はプリンタでの印字または黒ボールペンなどで記入して下さい(鉛筆は不可)。

様式2 (1ページ)

様式2 1ページ

2008年11月版

(*印欄記入不要)

会社番号*	受付番号*	-		認定番号*		
類型番号*	審査料*	/	/	到着日*	/	/

エコマーク商品認定・使用申込書

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 御中

エコマーク商品の認定・使用申込にあたり、本申込書の17.「環境法規等の順守」及び18.「重要事項」等を承知し、エコマーク事業実施要領第三章8.の規定に基づき、以下のとおり申込みます。

提出日	2010年11月29日		
申込者	フリガナ	ニッポンカンキョウ	
	事業者名	株式会社日本環境	
	フリガナ	カンキョウ ミドリ	
商品担当者 連絡先	フリガナ	カンキョウ 太郎	
	商品担当者名	環境 太郎	
	連絡先	〒106-0041 東京都千代田区×××-〇-〇	
※本申込商品及び後記の申込内容に関する今後のお問い合わせ先及び連絡窓口となる方です。	以下の者を「商品担当者」として指名登録します。	部署 研究開発本部 開発一課 役職名 課長	
	フリガナ	カンキョウ 太郎	
	連絡先	〒106-0041 東京都港区麻布台〇-〇-〇	
	TEL	03-5114-〇〇〇〇 (内線) / FAX: 03-5114-〇〇〇〇	
	E-mail	XXX@yyy.co.jp	
	フリガナ	上記の申込者と異なる場合に記入して下さい	
	事業者名		
『エコマーク』の配信方法	<input checked="" type="checkbox"/> E-mailを希望 <input type="checkbox"/> 郵送を希望 <input type="checkbox"/> 両方を希望		
1. 該当のエコマーク商品類型名	類型番号 No.	147 商品類型名「損害保険Version1」	
2. 商品ブランド名 (登録する商品名を正確に記入下さい)	ふるまのほけん		
	英文		

申込者欄の印は**社印(角印)**および**代表者印**を押印して下さい。

本件の申込に**直接携わっている担当者**を記入して下さい。
(当事務局からの書類送付など、今後の大切な連絡窓口(担当者)となる方です)

申込者と異なる場合のみ記入して下さい。

認定を受けた申込者(企業)には最新のエコマーク情報を提供する「エコマークニュース」が配信されます。その配信方法をお選び下さい。

自動車保険の場合、類型番号No.147、商品類型名「損害保険Version1」となります。

認定基準に記載されている商品区分にそって、**申込書をご用意**下さい。認定基準で特に定めのない限り**1ブランドにつき、1申込書**が必要です。別冊「エコマーク商品認定基準」を参照し、記入して下さい。また、**国際機関などに提出する商品リストに掲載**をご希望の場合は、**英文での表記**もお願いします。

CHECK POINT

エコマーク商品の認定・使用申込にあたり、17.「環境法規等の順守」および18.「重要事項」等を確認のうえ、「申込者」欄に社印および代表者印を押印しましたか。

様式2 (3 ページ)

様式2 3ページ

9. エコマーク認定のための使用・表示に関する条件について 該当箇所に■を入れて下さい。

規定名	使用・表示の有無	使用・表示のある場合の証明方法など
難燃剤	<input type="checkbox"/> 使用なし / <input type="checkbox"/> あり	使用ありの場合は、各規定に従った証明書
抗菌剤	<input type="checkbox"/> 使用なし / <input type="checkbox"/> あり	類や試験結果などを提出して下さい。
生分解性	<input type="checkbox"/> 使用なし <input type="checkbox"/> 使用あり/表示なし	使用あり/表示ありの場合は、規定に従った
プラスチック	<input type="checkbox"/> 使用あり/表示あり	試験結果及び表示内容を提出して下さい。

注1) 申込を行う商品類型に上記項目と同様の基準項目がある場合には、各基準の項目が優先されます。
 注2) 本規定は、「エコマーク事業実施要領」第3章第7項のただし書きに基づく規定に従うこととします。各規定は、「エコマーク申込のてびき」(冊子)または、ホームページで確認することができます(URL: <http://www.ecomark.jp>)

10. グリーン購入法の特定調達品目への該当について 該当箇所に■を入れて下さい。

申込商品は、グリーン購入法に定める「特定調達品目」内に該当する品目が、ある / ない
品目がある場合は、その品目名と【判断の基準】への適合について以下に記入して下さい。

品目名『 _____ 』 例: 「文具類/のり(液体)」

【判断の基準】への適合について: 適合 / 不適合 / 一部型式のみ適合
グリーン購入法 特定調達品目は、以下 URL から確認することが出来ます。
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

11. 関係する法令や規格がある場合は、その名称・番号等を以下に記入して下さい。

認定の要件として、申込商品の品質および安全性は、関連する法規、基準、規格などに合致していることが必要です。

(**保険会社向けの総合的な監督指針**)

12. 添付書類、証明書 本申込書とともに、添付したものに■を入れて下さい。

付属証明書 付属証明書に記載された証明書・試験結果など
 エコマーク表示予定設計図 申込商品の写真またはカタログなど

13. 「商品認定審査料」の支払いについて 該当箇所に■を入れて下さい。

振込済 ※振込済の場合は、本申込書7ページの「～申込振込一覧表～」を併せてご提出下さい。
 未振込 (月 日振込予定) ※お振り込みが確認できるまで、審査は保留扱いとなります。

14. 申込者における他の商品でのエコマーク取得の有無について 該当箇所に■を入れて下さい。

あり (現在、既に他の商品でエコマーク認定を取得している場合が該当します)
 なし 「申込者情報および使用料支払担当者登録書」(様式3-1)、および「エコマーク商品売上高実績(または推定)報告ならびに報告対象期間設定の届出書」(様式3-2)を本申込書に添付して下さい。

9. エコマーク認定のための使用・表示に関する条件について
 10. グリーン購入法の特定調達品目への該当については記載不要です。

関連する法令や規格がある場合のみ、記入して下さい。特になし場合は、「特になし」と明記して下さい。

●添付書類、証明書にチェックした書類を忘れずに提出して下さい。ホームページに書式をご用意していますので、ダウンロードして下さい。
 ●付属証明書は、各商品類型毎に用意していますので、該当欄に記入のうえ、ご提出下さい。
 ●添付書類・証明書については、参考となる書式を付属証明書(一部を除く)とともにをご用意しています。すべての添付書類に正式印が必要となります。申込者発行の書類は原本をご提出下さい。申込に必要な第三者発行の書類(資料)はコピーでも構いませんが、発行元の正式印が写っているものをご提出下さい。
 ●日本語以外の添付書類は原文と日本語訳文を付けて下さい。
 ●エコマークの表示予定設計図については、エコマークの認定を受け契約した場合、どの部分にエコマークを表示するか、表示する内容をラフ案で構いませんので、ご提出下さい。事務局で表示内容の確認を行います。

他の商品でエコマークの取得をしていない方(初めてのお申込の方)は、「申込者情報及び使用料支払担当者登録書」(様式3-1)および「エコマーク商品売上高実績(または推定)報告ならびに報告対象期間設定の届出書(様式3-2)をご記入の上添付して下さい。

CHECK POINT

「11. 関係する法令や規格の名称・番号」を記入した場合、記号・番号などに誤りはありませんか。
 「14. 申込者における他の商品でのエコマーク取得の有無について」で、他の商品でエコマークの取得がない方は、「申込者情報及び使用料支払担当者登録書」(様式3-1) および「エコマーク商品売上高実績(または推定)報告ならびに報告対象期間設定の届出書」(様式3-2)を添付しましたか。

様式2 (4 ページ)

様式2 4ページ

15. 消費者等からのエコマーク商品とその購入方法などに関する問い合わせ先			
<p>エコマーク使用契約締結後に、エコマークホームページ上で商品情報の一部として公開（更新）します。 <input type="checkbox"/> をチェックの上、商品担当者とは別に窓口等を設定する場合は、下記に必要事項を記入して下さい。） <input type="checkbox"/> 商品担当者連絡先(本申込書1頁目に記載)と同じです。(個人名は公開しません) <input checked="" type="checkbox"/> 上記とは別に下記に設定する。(例：お客様相談室など)</p>			
会社名	株式会社日本環境		
部署名	お客様相談室		
所在地	〒106-0041 東京都港区麻布台〇-〇-〇		
TEL	0120-〇〇〇〇〇〇	FAX	03-5114-〇〇〇〇
URL	http://www.sxx.co.jp/ecomark.html		
代表 E-mail	web@yyyy.co.jp		
公開開始日 (任意)	20 年 月 日 <small>特に希望する場合のみ記入して下さい。通常はエコマーク使用契約締結後に速やかに公開（更新）します。</small>		
16. 申込商品の外観を示す写真など			
<p>商品の外観を示すカラー写真などを原則型式毎に提出して下さい。カタログ等の添付でも結構です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>【カラー写真等貼付欄】</p> <p>枚数が多い場合は別添として下さい。</p> </div> <p>*認定審査に際し、必要に応じて商品現品や追加資料の提出を求められることがあります。 *提出された現品または写真等は審査結果等に係らず、原則返却できませんので予めご了承下さい。</p>			

消費者からの問い合わせに対応できる申込会社などの連絡先を記入して下さい。
 なお、申込担当者と問い合わせ先が同じ場合には、チェック欄にチェックいただきますと、「会社名」以下の欄は省略できます。

申込商品を紹介する申込会社などのホームページのアドレス、または申込会社のトップページを記入して下さい。

消費者からの問い合わせを受け付けるメールアドレスを記入して下さい。

公開開始日は、エコマーク使用契約締結後になります。商品がプレスリリース前などで公開時期が決まっている場合には、その日付を記入して下さい。この場合も、エコマーク使用契約締結日から6ヶ月以内を目処とします。

- 申込商品のパンフレットを添付してください
- 商品が未発売の場合、パンフレット原稿などを貼付して下さい。

CHECK POINT

- 「15. 消費者からの申込商品の購入などに関する問い合わせ先」を記入しましたか。
 (申込担当者連絡先と同じ場合には、チェック欄に記入をお願いします)
- 商品のパンフレットなどは貼付しましたか。

様式2 (5 ページ)

様式2 5ページ

17. 「環境法規等の順守」について

認定の要件として、申込者（事業代表者）及びその申込商品の製造事業者（申込者が申込商品の製造事業者でない場合）は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等（以下、「環境法規等」という）を順守していることが必要です。

なお、エコマーク事務局は、本認定審査に際し、必要に応じて本社・工場などの現地確認（立ち入り調査）を行う場合があります。

- 認定後（エコマーク使用契約期間中）に環境法規等に違反した場合、申込者及びその申込商品の製造事業者は、エコマーク事務局に対し、その違反内容等を当該事実の判明した日から1週間以内に書面により報告する義務を負います。エコマーク事務局は、当該違反内容等を確認した後、認定を直ちに停止します。その後、適正な改善と再発防止策の実施状況、ならびにエコマーク事務局による現地監査等の確認結果などを総合的に判断し、再発のおそれがないとエコマーク審査委員会が判断した場合には、認定を再開することがあります。
- ただし、相当期間内に違反の状況が改善されない場合、あるいは違反が繰り返された場合など、再発のおそれがあると認められるときは、エコマーク使用契約書第24条に基づき、認定を取り消し、使用契約を解除することがあります。
- また、過去に環境法規等の重大な違反、またはエコマーク認定要件への違反があった申込者において、再発防止のための是正措置等が不十分であると認められる場合には、「エコマーク事業実施要領第3章 7.エコマーク商品の認定要件」の「審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合」に該当し、認定されないことがあります。

CHECK POINT

- 本項目を確認のうえ、1ページ目の「申込者」欄に社印および代表者印を押印しましたか。

様式2 (6 ページ)

様式2 6ページ

18. エコマーク商品の認定・使用申込に関する「重要事項」について

1. エコマーク商品の認定・使用申込に関し、本申込書および添付書類（付属証明書と付随する自社が発行する証明書・試験結果等）の記載内容に間違いがないことを誓約し、申込者（事業代表者）が全責任を負うこととします。また、第三者発行の証明書・試験結果等は、第三者が記載し発行したものに相違ないことを誓約するものとします。なお、万一、本申込書および添付書類（第三者発行の証明書等を含む）の記載事項等について疑義が生じた場合には、エコマーク事務局に対し、申込者及び関係者に対する必要な調査（現地確認を含む）に協力するとともに、資料提供などを含め十分な説明を行うものとします。
2. エコマーク商品の認定・使用申込に関し、エコマーク事業実施要領第三章8.の規定にもとづくほか、以下のことを承知するものとします。
 - (1)エコマーク使用契約締結後において、本申込書類（証明書などの必要書類を含む）などに虚偽の記載があることが判明したときは、認定が取り消される場合があります。
 - (2)エコマーク商品について、新たな型式（品番）等を追加する場合、または製造方法、製造工程、製造場所や使用する原材料など、認定時の証明内容に変更が生じる場合には、速やかにエコマーク事務局宛てに追加または変更等の手続きを行い、事前に承認を得る必要があります。
 - (3)エコマーク事務局は事業の適正な実施をはかるため、エコマークの使用・製造販売（出荷額）の状況等について報告、説明を求め、必要に応じて製造工場や関連する製造・販売委託会社等への現地監査（立ち入り調査）およびサンプル検査、ならびに市場での任意抽出による商品テスト等を行うことがあります。

なお、エコマークの不適正使用や無断使用に該当しますと、認定の取り消し、精算金の徴収、企業名等の公表、および刑事告発を含む法的措置などの対象となる場合があります。
3. エコマーク事務局は、認定審査に際し、必要に応じて商品現品や追加資料の提出、または第三者機関による試験、および基準適合に関する調査（現地確認を含む）などの協力を求めることがあります。本認定審査に係る商品現品や追加資料の提出、および第三者機関による試験に要する費用は別途申込者の負担となります。
 - 本認定審査に係る申込書類や商品現品などの提出資料は、審査結果等に係らず、原則として返却できません。事前に写しなど手元に控えを保管するようにして下さい。
 - 本認定審査に係る申込書類などに不備がある場合、当該不備書類が完備するまで審査は留保します。ただし、書類不備のまま正当な理由なく申込日より6ヶ月以上が経過しますと、本申込は取り消し扱いとなります。
 - エコマーク事務局およびエコマーク審査委員会は、提出された本認定審査に係る申込書類および審査の過程で知り得た情報などに関し、守秘義務を負います。当該情報は、エコマーク認定審査の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩することはありません。ただし、エコマーク商品に関する、商品ブランド名、型式（品番）、エコマーク認定番号、使用契約者（企業）名、認定の主な要件（基準項目など）、「15.消費者等からのエコマーク商品とその購入方法などに関する問い合わせ先」および本申込書に付随する「エコマーク商品情報登録用紙」にもとづく情報は、エコマーク使用契約締結後に当協会エコマークホームページで公開します。

CHECK POINT

- 本項目を確認のうえ、1ページ目の「申込者」欄に社印および代表者印を押印しましたか。

様式2 (7 ページ)

様式2 7ページ

エコマーク商品認定・使用申込書

～申込振込一覧表(複数種類の申込も含む)～

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 御中

申込日	2010年11月29日
申込者(事業者名)	株式会社日本環境

申込書の提出No	商品ブランド名	エコマーク商品類型番号	受付番号*(記入不要)
1	くるまのほけん	147	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

エコマーク商品認定審査料(上記の申込分)として、以下の金額を振り込みます。

申込書数【1通】×21,000円(うち消費税1,000円)＝計【21,000円】

銀行の振込依頼書(写し)等を貼付

- ※ 複数の申込の場合には、一括振込みで構いません。振込依頼書の写しを貼付して下さい。
- ※ 電子決済などの場合は、貴社の経理担当者等の証明などを貼付して下さい。

振込先

口座名義 財団法人 日本環境協会
 銀行名 三井住友銀行日比谷支店
 普通預金口座 No. 8094013
 振込金額 「エコマーク商品認定・使用申込書」1通あたり、21,000円
 (商品認定審査料 20,000円、消費税 1,000円)

振込人名義 申込者(事業者)名

*振込手数料は申込者のご負担となります。

複数の申込を同時に行う場合(申込書を同時に複数提出する場合には、No.2以降を記入して下さい。複数の申込とは、型式が複数存在することではなく、「エコマーク商品認定・使用申込書」を複数同時に提出することを指します。

申込の件数(上記の記載参照)に応じたエコマーク商品認定審査料を計算し、振込金額の合計を記入して下さい。

銀行の振込依頼書の写しを所定欄に貼付して下さい。電子決済などの場合は、振込が確認できる社内の帳票などで構いません。

CHECK POINT

- 7ページ目に、振込依頼書控(写し)などを貼付しましたか。
- 提出する前に、「エコマーク商品認定・使用申込書」や付属証明書などの添付書類に記入漏れなどがないかご確認下さい。

様式2 (8 ページ)

様式2 8ページ

エコマーク商品情報登録用紙

エコマークの認定取得後（エコマーク使用契約締結後）に、エコマークのホームページ（<http://www.ecomark.jp>）に商品の情報を公開します。以下の項目にご記入いただいた場合は、エコマーク商品情報として随時ホームページに掲載（更新）します。

なお、申込会社名、認定番号、商品ブランド名、型式(品番)、問い合わせ先、および主な認定要件については、本登録用紙への記入有無に関わらず、使用契約締結後（公表開始日があるものはそれ以降）に公開します。

商品ブランド名	くるまのほけん
申込会社名	株式会社日本環境
キーワード1	自動車保険
キーワード2	損害保険
キーワード3	Web 約款
キーワード4	リサイクル部品
キーワード5	エコカー
商品情報 (200字以内で商品の紹介を記入して下さい)	Web 約款を選択頂くことで、〇〇の環境保全活動への寄付ができる自動車保険です。エコカー割引やリサイクル部品選択による割引など、地球に優しい自動車保険です。
公開開始日 (任意)	20 年 月 日 <small>特に希望する場合のみ記入して下さい。通常はエコマーク使用契約締結後に速やかに公開（更新）します。</small>

※ 上記の各キーワードは、エコマークホームページ上の「認定商品クイック検索」機能で、認定後の貴社エコマーク商品を検索する場合のフリーワードとして登録するものです。

※ キーワードは、一般名詞を最大で5個まで登録することができます。

※ 商品情報の字数を越えて記入された場合には、エコマーク事務局が200字以内に修正することがあります。

※ 掲載内容は登録後に修正することができます（記入用紙はホームページからダウンロード可能です）。

事務局記入欄

--	--

キーワードを登録すると、登録された文字がフリーワード検索され、ヒットした商品が画面に表示されます。以下の例を参考に一般名詞を最大5個まで登録して下さい。

会社名、商品名、商標などの固有名詞、または接続詞を使用した用語は登録できません。

- 商品群、分野
(修正テープ、ブルゾン、消火器など)
 - 使用素材等
(再生プラスチック、廃木材、再生PET繊維、ケミカルリサイクル、ペットボトル、ガラスカレットなど)
 - 環境配慮ポイント
(省エネ設計、リサイクル設計など)
- 登録されたキーワードの一覧はホームページで確認できます。

200字以内でその商品の紹介を記入して下さい。例えば、再生素材の種類、使用率など環境に配慮している点などを記入して下さい。
会社のPRや商品と直接関連がない事項は記入しないで下さい。

CHECK POINT

- 「様式2」の書類は8ページすべてそろっていますか。
- 『エコマーク商品情報登録用紙』への記入は任意です。
- エコマークの認定取得後（使用契約締結後）に、エコマークのホームページ(<http://www.ecomark.jp>)に商品の情報を公開します。ご記入いただいた場合には随時掲載（更新）します。
- 申込会社名、認定番号、商品ブランド名、型式(品番)、問い合わせ先、及び主な認定要件については、本用紙への記入有無に関わらず、使用契約締結後（公表開始日があるものはその日以降）に自動的に公開します。
- 商品情報の字数を越えて記入された場合には、エコマーク事務局が200字以内に修正することがあります。
- 記載内容に不適切な表現や誤解を与える可能性のある表現等につきましては、修正をお願いすることがあります。